

告 示

埼玉県告示第七百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユーアイネット柏原

三 代表者の氏名

小澤 浩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原三千百六十一番地の十狭山ニュータウン七十三―三

五 定款に記載された目的

この法人は、主に柏原地区の日常生活に支障を来たす高齢者・身障者や子育て中の家庭に対し、住民が抱える様々な問題や課題に対応する「生活支援事業」を行い、安心して暮らせる街創りを行う。また地域住民みんなの憩いの場としてのカフェの開設と、交流の場としての趣味や教養・社会貢献活動などの諸行事を主催して、心豊かで文化的な生活を追求する「コミュニティサロン事業」を展開する。また地域住民の生きがいと雇用の創出や地域商店と街の活性化をも促進して、「住民のみんなが、希望と自信と誇りを持って、安心して暮らせる街」を創造すること、公益の増進に寄与することを目的とする。